

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富山県教育委員会

1. 全職員にかかる情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	95.52	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.24	%
全職員	95.17	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」にかかる役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	98.26	%
本庁課長相当職	98.82	%
本庁課長補佐相当職	102.95	%
本庁係長相当職	99.82	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	94.90	%
31～35年	94.62	%
26～30年	94.33	%
21～25年	94.07	%
16～20年	94.81	%
11～15年	93.93	%
6～10年	95.14	%
1～5年	95.56	%

【説明欄】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、R6.4.1時点における扶養手当の受給者に占める男性の割合は77.7%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までに年度単位で算出している。